

市営施設の「指定管理者」を募集します

北秋田市では、次の施設で、指定管理者」を募集します。指定を希望される団体等は、指定期間内に所定の申請書を提出してください。

指定管理者制度とは
これまで公共団体、公共的団体、地方公共団体の出資法人に限定されていた、公の施設、地方公共団体が設置している各種施設」の管理・運営が、民間事業者やNPO法人等を含めた中から、地方公共団体が指定する「指定管理者」に委託することができるようになりました。

施設の管理運営に民間の活力を活用することで、サービスの向上やコストの縮減などが期待されます。

申請の手続き
申請書の交付 10月10日(水)まで
希望者に交付します。
申請書の提出期限 10月10日(水)午後5時までに提出してください。

指定管理者の選定等
候補者の選定
市の条例等に基づく選考審査を経て、指定管理者の候補者を決定し、その候補者を市議会の議決をもって、「指定管理者」に指名します。

募集施設

フードセンターたかのす

所在地 脇神字南陣場岱26番地

設置の目的
就労が困難な障害者に対し、通所により必要な訓練、就労の機会の提供を行うことにより自立の援助をする。

指定期間
平成20年4月1日～
平成25年3月31日(5年間)

要件
県内に主たる事務所を有し、障害者自立支援法に定める就労移行

設置の目的
老人の心身の健康保持及び教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって老人福祉の増進に寄与すること。

指定期間
平成20年4月1日～
平成25年3月31日(5年間)

要件
県内に主たる事務所を有する社会福祉法人で、社会福祉事業(老人福祉関係)の実績があること。

問合せ 福祉事務所高齢者支援課
☎62-1112

所在地 北秋田市地域資源総合管理施設
米内沢字檜岱57番地

設置の目的
農業経営の所得増大を図り、併せて農村文化等を資源に都市住民等と「人」もの「情報」の交流を図る場として、施設を適正に管理すること。

指定期間
平成20年4月1日～
平成25年3月31日(5年間)

要件
県内に主たる事務所を有する法人、企業共同体、その他団体であること。
問合せ 市農林課 ☎62-6638

支援又は就労継続支援事業を行う者として知事の指定を受けていること。社会福祉事業(障害者自立支援法関係)の実績があること。

問合せ 福祉事務所福祉課
☎62-1113



フードセンターたかのす

もろびこども園

所在地 綴子字糠沢上谷地290番地2

設置の目的
障害児に対し、日常生活に必要な指導及び訓練を行うことにより、障害児の育成を助長する。

指定期間
平成20年4月1日～
平成25年3月31日(5年間)

要件
県内に主たる事務所を有し、障害者自立支援法に定める児童デイサービス事業を行う者として知事の指定

設置の目的
自然環境の立地条件を活用して農業経営者の所得増大を図り、併せて市民及び一般観光客が、四季を通じて自然の中で、豊かな心と健康な身体をつくるレクリエーションの場とする。

指定期間
平成20年4月1日～
平成25年3月31日(5年間)

要件
県内に主たる事務所を有する法人、企業共同体、その他団体であること。

問合せ 市商工観光課
☎62-6639

所在地 北秋田市畜産経営環境整備施設
米内沢字大野岱3番地30

設置の目的
畜産環境の改善及び地域の農業振興を図ること。

指定期間
平成20年4月1日～
平成25年3月31日(5年間)

要件
県内に主たる事務所を有する法人、企業共同体、その他団体であること。
問合せ 市農林課 ☎62-6638

を受けていること。社会福祉事業(児童福祉法関係)の実績があること。

問合せ 福祉事務所福祉課
☎62-1113

所在地 北秋田市森吉生活支援ハウス
米内沢字寺の上85番地

設置の目的
高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう介護支援機能及び居住機能、交流機能並びに各種福祉サービスを提供し、高齢者の福祉の増進を図る。

指定期間
平成20年4月1日～
平成30年3月31日(10年間)

要件
県内に主たる事務所を有する法人で、介護保険法に定める通所介護事業若しくは介護保険法に定める通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設を県内で営んでいること。

問合せ 福祉事務所高齢者支援課
☎62-1112

補助器具センターたかのす

所在地 脇神字南陣場岱10番地



補助器具センターたかのす

ことぶき荘・寿荘

所在地 下杉字狐森43番地53

阿仁前田字下前田家ノ前62番地1



北秋田市地域資源総合管理施設 (アグリハウス)



妖精の森

(次ページに続く)